

受けられる給付で申請が必要なものは？

後期高齢者医療制度では、病気やけが、死亡に関して給付を行います。申請が必要なものもあります。

病気やけがでかかった医療費が高額になった場合に自己負担限度額を超えた分が給付される高額療養費や、被保険者が死亡した場合に給付される葬祭費などで、現行の国保や老人保健制度と基本的には同じです。

また、新たに「高額介護合算療養費制度」という仕組みが設けられ、医療でかかった自己負担と介護保険サービスの利用者負担の合計額が著しく高額になる場合に、その世帯の負担を軽減します。

これらの給付を受けるには、現行の老人保健制度と同じく、各市町村担当窓口へ申請してください。

なお、広域連合では、後期高齢者に対する健康診査を実施します。詳細は、別途お知らせします。

幌延町にお住まいの方の保険料率は、平成20・21年度において、年間、均等割額が4万3,143円、所得割率が9・63%です。

これは、11月22日開会の広域連合議会で制定された保険料条例で決まったものです。

保険料の軽減と減免は？

所得が低い世帯の被保険者は、世帯全体の総所得金額等の状況に応じて、均等割額が軽減されます。【表2】

また、加入する前日まで、被用者保険の加入者に扶養されていた方は、これまで保険料の負担がなかったことから、激変緩和のため、2年間、所得割がかからず、均等割額が5割軽減されます。なお、これらの方は、平成20年度は特例として保険料を9月まで徴収せず、その後の半年は均等割額の1割となる2、100円の負担となります。

そのほか、災害などで重大な損害を受けたときや特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な方は、広域連合に申請することで、保険料が減免される場合があります。

保険料を納める方法は？

保険料は、原則、介護保険料と同様に、年金から自動的に納付されます。

ただし、年金受給額が年額18万円未満の方や、後期高齢

年間の保険料額は？

幌延町にお住まいの被保険者が1年間に支払う保険料額は、下記の【表3】を参考にしてください。

なお、保険料の年間の限度額は、50万円となっています。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
☎011-290-5601 5602

町民課生活環境グループ

☎5-1111

表3

平成20・21年度における個人の後期高齢者医療保険料額の試算(年額)

この表は、年間の保険料額がどの程度になるかを試算したものです。被保険者それぞれの保険料は、平成20年4月以降に送付する保険料決定通知書でお知らせします。

例) 1人世帯の場合

所得 (参考:年金収入のみ)	30万円 (150万円)	80万円 (200万円)	130万円 (250万円)	180万円 (300万円)	225万円 (350万円)	262.5万円 (400万円)
保険料額	12,900円	79,700円	136,500円	184,700円	228,000円	264,100円

例) 夫婦2人世帯の場合

		①	②	③
所得 (参考:年金収入のみ)	夫	30万円 (150万円)	80万円 (200万円)	130万円 (250万円)
	妻	0万円 (50万円)	0万円 (50万円)	0万円 (50万円)
保険料額	夫	12,900円	79,700円	136,500円
	妻	12,900円	34,500円	43,100円

夫婦2人世帯の場合、夫の年金収入の額で判定すると、収入が168万円以下は7割軽減、192万5千円以下は5割軽減、238万円以下は2割軽減です。

表2の判定方法により、①は30,201円、②は8,629円が軽減されています。